

前年の所得が下表の額以上の方は、その年度（11 月から翌年の 10 月まで）の手当の一部または全部が支給停止になります。

児童扶養手当所得制限限度額表

本人

児童扶養手当所得制限限度額表		
扶養親族等の数	全部支給所得額	一部支給所得額
0	690,000 円	2,080,000 円
1	1,070,000 円	2,460,000 円
2	1,450,000 円	2,840,000 円
3	1,830,000 円	3,220,000 円
4	2,210,000 円	3,600,000 円
5	2,590,000 円	3,980,000 円

配偶者・扶養義務者、孤児等の養育者

児童扶養手当所得制限限度額表	
扶養親族等の数	所得額
0	2,360,000 円
1	2,740,000 円
2	3,120,000 円
3	3,500,000 円
4	3,880,000 円
5	4,260,000 円

児童扶養手当額の算出方法について

手当額は申請受付後、所得確認の上決定しますが、次の手順でご自身の手当を見積もることができます。

1 所得とは

1年間（1月から12月）の収入全額からその収入を得るのに必要な経費を差し引いた額をいいます。給与所得者であれば、源泉徴収票の中の「**給与所得控除後の金額**」が、自営業など、ご自身で確定申告されている方は、確定申告書の控えの中の「**所得金額の合計**」がそれぞれ該当します。

2 児童扶養手当の支給額について

手当の額は、請求者又は配偶者及び扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹等）の前年の所得（1月から9月の間に申請される場合は前々年の所得）に応じて全部支給、一部支給、全部支給停止のいずれかに決まります。

毎年、**11月1日から翌年の10月31日までを支給年度**として、年単位で手当の額を決定します。

3 児童扶養手当で審査する「控除後の所得」を算出する

児童扶養手当で審査する所得＝1 で出した所得（収入－必要経費）＋養育費の8割（注1）

－8万円－10万円（注2）－下記の諸控除（注3）

（注1）養育費とは、申請者である母または父および児童が、別れた児童の親から、児童の養育のために受け取る金品などをいいます。その8割の金額を所得に加算します。（基準となる年は所得と同じです。）

（注2）10万円の控除は、給与所得又は公的年金所得がある場合に限ります。（事業所得のみの場合は、控除されません。）

（注3）諸控除の額

- 障害者控除 27万円
- 特別障害者控除 40万円
- 勤労学生控除 27万円
- 小規模企業共済等掛金控除 地方税法で控除された額
- 配偶者特別控除 地方税法で控除された額
- 医療費控除 等 地方税法で控除された額

申請者が養育者（児童の母または父を除き、児童を養育する者）の場合で、次の控除がある場合は、その控除額も引いてください。

- 寡婦控除 27 万円
- ひとり親控除 35 万円

4 同居の扶養義務者がいる場合は、その方の所得も確認する

同居の扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている直系3親等内の血族（本人から見て、曾祖父母、祖父母、父母、子供、孫、ひ孫）および兄弟姉妹のことです。

住民票同一世帯はもちろんのこと、世帯は別でも実態として同居の場合も含みます。

扶養義務者の所得 = 1 で出した所得（収入－必要経費）－8万円－10万円（注1）－下記の諸控除（注2）

（注1）10万円の控除は、給与所得又は公的年金所得がある場合に限ります。（事業所得のみの場合は、控除されません。）

（注2）扶養義務者用諸控除の額

- 寡婦控除 27万円
- ひとり親控除 35万円
- 障害者控除 27万円
- 特別障害者控除 40万円
- 勤労学生控除 27万円
- 小規模企業共済等掛金控除 地方税法で控除された額
- 配偶者特別控除 地方税法で控除された額
- 医療費控除 等 地方税法で控除された額

5 限度額への加算があるか確認する

所得申告時の扶養親族の中に、次のような扶養親族がある場合は、このページ先頭の所得制限限度額表の限度額に加算してください。

1. 請求者本人

老人控除対象配偶者・老人扶養がある場合は、1人あたり10万円

特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族がある場合は、1人あたり15万円

2. 扶養義務者等

老人扶養親族がある場合は、1人あたり6万円

(ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は、1人を除く)

6 所得制限限度額表（このページの先頭）で支給区分を確認する

所得申告時に申告されている扶養親族の数によって限度額が異なりますので、該当する欄を見てください。

本人と児童のみで生活している場合

3 で出した所得が、全部支給の限度額未満であれば、全部支給。一部支給の限度額未満であれば、一部支給。一部支給の限度額以上であれば全部支給停止です。

同居の扶養義務者がいる場合

3 で出した所得の確認に加えて、4 で出した扶養義務者の所得についても同じように扶養義務者の限度額と比較してください。

本人の所得が低い場合でも、扶養義務者の所得が限度額以上である場合、手当は全部支給停止となります。

7 一部支給の場合は、次の計算で手当額を算出する

一部支給とは、所得制限限度額表で本人所得が全部支給の限度額以上であるが、一部支給の限度額未満である場合です。なお、下記計算式は令和7年4月分からの手当額に基づいています。

$$\text{一部支給手当額} = 46,680 \text{ 円} - (X - Y) \times 0.0256619$$

$X = 3$ で出した所得額 $Y =$ 全部支給所得制限限度額（例えば扶養1人であれば107万円）

$(X - Y) \times 0.0256619$ の部分は10円未満四捨五入

よって一部支給手当額は46,680円から11,010円まで10円単位で細かく設定されます。

なお、この式で出した金額は児童1人の額であり、対象児童が2人以上の場合は、下記算出方法に基づき、手当額が加算されます。

全部支給の場合

2人目以降1人につき：11,030円ずつ加算

一部支給の場合

2人目以降1人につき：11,030円－ $(X - Y) \times 0.0039568$

$X = 3$ で出した所得額 $Y =$ 全部支給所得制限限度額（例えば扶養1人であれば107万円）

$(X - Y) \times$ 係数の部分は10円未満四捨五入